

# 多胎妊産婦サポーター事業



**多胎児（ふたごや三つ子など）を  
妊娠中または出産された方へ**



**育児サポーターが  
育児・家事・お出かけのお手伝いをします**



多胎児を妊娠中または出産後2年以内の方を対象に、委託事業所より育児サポーターを派遣し、育児や家事、外出の支援をします。

## 利用対象

鹿児島市に住民登録があり、母子健康手帳の交付を受けた多胎妊産婦または生後2年以内の多胎児を現に養育する産婦

## 利用期間・利用時間

- ・母子健康手帳交付日から多胎児が生後2歳の誕生日を迎える日まで
- ・1回につき2時間まで（外出補助の場合は1回4時間まで）
- ・対象期間中に48時間まで

## 利用可能な日時

原則、平日の午前9時から午後5時まで

## 利用料金

1時間 500円 ※市民税非課税世帯・生活保護受給世帯は無料

## 利用方法

母子保健課又は各保健センター・保健福祉課へ利用申請をしてください。（郵送も可）

申請書様式は母子保健課窓口のほか、市ホームページからダウンロードできます。

◎鹿児島市に最近転入された方等、市民税課税額に関する証明書や多胎のお子さんの母子健康手帳のご提示が必要な場合があります。

ご利用までの流れや  
支援の内容については  
裏面をご覧ください。

### 【問い合わせ先】

鹿児島市こども未来局母子保健課  
(山下町11-1 市役所西別館2階)  
TEL: 099-216-1485



# 鹿児島市多胎妊産婦サポーター事業

## ご利用には申請が必要です

### ①利用申請

母子保健課又は各保健センター・保健福祉課で申請をしてください。郵送での申請も可能です。

### ②利用決定

市が申請内容を確認し、下記書類をお送りします。

- ・利用決定通知書
- ・利用時間確認票

### ③事業者と日程等調整

事業者より連絡があります。事前に支援内容の確認や利用日時の打ち合わせをします。

### ④利用開始

事業者が派遣する育児サポーターに利用決定通知書を毎回提示します。支援を受けた後、利用料金等※を事業者へお支払いください。

★2回目以降は、次の利用希望日を事業者と調整のうえ、利用可能時間の範囲内でご利用ください。

※利用料金500円／時間のほか、外出補助の際に発生した育児サポーターの交通費もご負担いただきます。



## 多胎妊産婦サポーター事業での支援内容

支援の種類	支援の内容	注意点
育児援助	<ul style="list-style-type: none"><li>・沐浴の介助</li><li>・授乳、食事の介助</li><li>・オムツ交換の介助</li><li>・多胎児以外の兄弟姉妹のお世話（保護者在宅時の見守り）</li></ul>	育児サポーターのみでお子さんのお世話をすることはできません。
家事援助	<ul style="list-style-type: none"><li>・食事の支度</li><li>・衣類の洗濯</li><li>・食材、生活必需品の買い物</li><li>・居室等の掃除、整理整頓（掃除機、拭き掃除等簡易なもの）</li></ul>	日常の範囲の家事援助を行います。 (大掃除などは不可)
外出補助	<ul style="list-style-type: none"><li>・通院や健診の同行</li><li>・散歩の同行</li></ul>	同行により発生する育児サポーターの交通費をご負担ください。



## ご利用者の声

病院の付き添いは非常に助かります。



大人と話すことで、リフレッシュできました。

子どもの面倒をみてもらっている間に自分が家事をしたりできました。



自分の時間ができました。